

下水道事業 受益者分担金（久米処理区）

1. 受益者分担金を納めていただく方は…

受益者分担金の納入義務者を「受益者」といいます。原則として、賦課対象区域内に土地を所有する方が対象となります。土地に何らかの権利(地上権等)が設定されている場合は、両者協議のうえ受益者を決めてください。

分担金の賦課決定後に、土地・家屋の売買や相続、賃借等により受益者に変更がある場合は、その事実が発生した日から2週間以内に、必ず「受益者変更申請書」を提出してください。

土地所有者の登記変更だけでは、受益者を変更できません。

2. ご負担金額は…

(単位:円)

		基本額	基本額 供用開始後3年以内に下水道への 接続工事がおこなわれた場合
生活世帯	1受益(1戸)当たり	300,000	250,000
	集合住宅(1戸)当たり	300,000	250,000
生活世帯以外の施設 および事業所等	1受益(1戸)当たり	300,000	250,000

3. 納めていただく時期は…

下水道接続時に、原則一回で全額を納めていただきます。

ただし、分割の要件を満たし、分割払申請書を提出されますと、1年度に2回を基本とし、3年間の6回分割払いが可能です。(分割の要件…市税及び水道料金に滞納がなく、市長が適当と認めた場合)

4. 分担金の徴収猶予と減免とは…

受益者分担金は下水道が整備された区域内で一律に賦課されますが、建物の用途や状況により徴収猶予や負担金額が減免される場合があります。

徴収猶予とは… 分担金は賦課されるが、猶予対象に該当する場合は、徴収時期を一定期間延期できます。分担金猶予申請書を提出のこと。

(例 災害や盗難、その他の事故によるもの。罹災証明を添付。)

減免とは… 分担金が、一定割合で減額されます。

(例 自治会が所有する集会所、消防団が管理する施設等)



詳しくは下記までお問い合わせください。

津山市 都市建設部 下水道課

〒708-8501 岡山県津山市山北 520 番地 Tel:0868-32-2100(直通) Fax:0868-32-2156